

別表第1(第13条関係)

区分	時間区分		
	午前(午前9時30分から正午まで)	午後(午後1時から午後4時30分まで)	夜間(午後5時30分から午後9時まで)
視聴覚ホール	4,000円	6,000円	7,000円
大研修室	1,200円	1,700円	2,100円
中研修室	600円	900円	1,100円
小研修室	300円	500円	600円

備考 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間(1時間未満の時間は、1時間とする。)につき、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の使用料の額の5割に相当する額を徴収する。

別表第2(第13条関係)

区分	使用料	
	単位	金額
音響・映像操作卓	1式	2,000円
マルチメディアプロジェクター	1台	1,400円
マイクロホン(ダイナミック型)	1本	600円
ワイヤレスマイクロホン(ハンド型)	1本	1,000円
ワイヤレスマイクロホン(タイピン型)	1本	1,000円

備考

- 1 この表の規定による使用料の額は、別表第1に規定する時間区分のうち午前、午後または夜間のいずれかの時間区分において使用する場合の額とする。
- 2 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間(1時間未満の時間は、1時間とする。)につき、この表の規定による使用料の額の5割に相当する額を徴収する。

別表第3(第14条関係)

使用者の区分	自動車の種別	駐車場使用料
施設使用者	普通自動車	2時間までは、無料とし、2時間を超えた後30分までごとに100円
	小型自動車	
	軽自動車	
施設使用者以外の者	普通自動車	2時間までは、200円とし、2時間を超えた後30分までごとに100円
	小型自動車	
	軽自動車	

備考

- 1 施設使用者とは、図書館および函館市総合保健センターに入館した者ならびに市立函館保健所に来庁した者をいう。
- 2 普通自動車とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。)別表第1に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車を除く。

いた乗車定員10人以下のものをいう。

3 小型自動車とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。

4 軽自動車とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。

5 二輪自動車とは、省令別表第1に規定する小型自動車および軽自動車のうちの二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)ならびに省令第1条に規定する原動機付自転車をいう。

別表第4(第21条関係)

名称	位置
函館市千歳図書室	函館市千歳町15番10号
函館市港図書室	函館市港町2丁目7番1号
函館市湯川図書室	函館市湯川町2丁目40番13号
函館市旭岡図書室	函館市西旭岡町2丁目51番地12
函館市美原図書室	函館市美原1丁目26番12号
函館市桔梗配本所	函館市桔梗4丁目1番18号